

○帯広市交通安全市民会議条例

平成24年12月17日条例第31号

帯広市交通安全市民会議条例

(設置)

第1条 交通安全上の諸問題について総合的、効果的な対策を推進するため、市長の附属機関として帯広市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行い、市長に答申する。

(1) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条の規定により本市が作成する交通安全計画及び交通安全実施計画に関する必要事項

(2) 道路交通に関する諸問題

2 前項に定めるもののほか、市民会議は、交通安全及び道路交通に関する諸問題について必要に応じ、市長に具申することができる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員24名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 交通運輸に携わる者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公共的団体等に属する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会議)

- 第7条** 市民会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 市民会議は、委員及び議事に関係ある臨時の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (関係者の出席)
- 第8条** 市民会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。
- (委任規定)

- 第9条** この条例に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、規則で定める。

- 附 則**
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(帯広市交通安全対策会議条例等の廃止)
 - 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 帯広市交通安全対策会議条例（昭和47年条例第27号）
 - (2) 帯広市交通問題市民委員会条例（昭和53年条例第31号）

○帯広市交通安全市民会議条例施行規則

平成25年1月29日

規則第2号

改正 令和2年3月6日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市交通安全市民会議条例（平成24年条例第31号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 帯広市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(市長への答申等)

第3条 会長は、調査、審議に係る経過を記録し、市長に対する答申及び具申は、文書によって行うものとする。

(専門部会の設置)

第4条 調査、審議のため必要があるときは、市民会議に専門部会を置くことができる。

(専門部会の組織)

第5条 専門部会は、部会員8名以内をもって組織し、委員をもって充てる。

2 部会員は、委員の互選により、これを定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1名置き、部会員の互選により、これを定める。

(報告)

第6条 専門部会は、その調査し、及び審議した事項については市民会議に報告しなければならない。

(部会長の職務等)

第7条 専門部会の部会長及び副部会長の職務並びに議事等については、市民会議の例による。

(市民会議及び専門部会の事務局)

第8条 市民会議及び専門部会の事務局は、総務部危機対策室危機対策課に置く。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会

議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(帯広市交通問題市民委員会条例施行規則の廃止)

2 帯広市交通問題市民委員会条例施行規則（昭和53年規則第51号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月6日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。